

# 令和7年 第10回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：令和7年10月30日（木）14時00分

2. 場 所：庄内庁舎新館市民ホール2-1会議室

3. 出席委員 8名

会長	4番	秋吉一郎
委員	1番	久保光輝
	2番	衛藤将明
	3番	縣 浩一郎
	6番	佐藤政也
	7番	松田 浩二
	8番	佐藤誠一郎
	9番	高田 英
	11番	竹林論一

4. 欠席委員

5番	江藤国子
10番	大津雄司

5. 議事参与が制限された委員 0名

6. 議事日程

- (1) 出席確認
- (2) 会長あいさつ
- (3) 議事  
  - ①農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について
  - ②農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
  - ③農地法第4条の規定による許可申請について
  - ④農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
  - ⑤農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について（再審議）
  - ⑥農地転用事業計画変更申請について
  - ⑦非農地証明の発行について
  - ⑧農用地利用集積等促進計画の意見聴取について（農地中間管理事業）
  - ⑨農業振興地域整備計画の変更について
  - ⑩その他

- (4) その他

7. 出席職員（農業委員会事務局）

局長 藤川恭司、局長補佐 生野敏博、主査 興梠太希、行政専門員 長松喜久一

## 1. 出席確認及び行事報告

(事務局)

最初に1番、出席確認及び行事報告ですが、定数11名に対しまして、本日9名の出席となっております。会議規則第8条によりまして総会は成立しておりますので、ただいまより令和7年第10回由布市農業委員会総会を開会いたします。では会長挨拶に入らせていただきます。

## 2. 会長挨拶

### 3. 議 事

(議長)

それではこれより本日の会議を開きます。お諮りします。  
会議は本日 1 日間と致したいと思いますが、これに異議ございませんか。

……………異議なし……………

異議なしと認めます。したがって会議は本日1日間と決定いたしました。

次に会議録署名委員の1名を指名します。本日の会議録署名委員は議席番号9番高田英委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

続きまして採決についてお諮りします。これから採決します。

日程第1から第9までの全ての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

………異議なし……………

それではただいまより、会議規則第7条による議案の審議を行います。

なお農業委員会会議規則第12条により、議事参与制限を受ける委員は退席をすることになっておりますので、よろしくお願ひします。

日程第1、農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について5件ございます。議案説明を事務局お願いします。

## 日程第1、農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について 【事務局朗読説明】

(議長)

議案1号から5号につきましては、報告ということでご了承いただきたいと思います。

続きまして日程第2、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について8件あります。議案説明事務局お願ひします。

## 日程第2、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について 【事務局朗読説明】

(議長)

それでは議案6号について説明を事務局お願ひします。

(事務局)

議案番号 6 です。大津委員欠席により事務局が説明します。

場所は挾間町下市になります。医大方面に上っているとドラッグストアコスモスが左手に見え、その道を挟んだ場所を下って、三越商事が多く建設している場所の反対側の圃場整備田の土地となっております。

渡人と受人は親子であり、今回、贈与される土地は受人も今まで、一緒に耕作しており、現状をしっかりと水田として維持が十分できているので問題ないと思います審議のほどよろしくお願ひいたします。

(議長)

質疑を求める。なければ承認される委員の挙手を求める。

· · · · · · · · · 拳手多数 · · · · · · · · ·

挙手多数により承認します。

議案7号について説明を1番久保光輝委員よろしくお願ひします。

(久保光輝委員)

議案番号7番です。大津委員の案件なので私が行っています。

場所が下市公民館裏手になります。裏手から約50m入ったとこになります。

受人と渡人の関係は、同じ地区内の人であって、離農により管理できなく受人にお願いしまして、受人が引き受けたということです。問題はないかと思います。審議のほどお願いします。

(議長)

質疑を求めます。

(高田英委員)

大津さんは苺をされていると思うのですが。ここは地目が田になっていて、面積的に狭いので、畑で何かを作るのでですか。

(久保光輝委員)

そうです。

(議長)

他にありませんか。なければ承認される委員の举手を求めます。

挙手多数により、承認します。

議案8号について説明を7番松田委員よろしくお願ひします。

(松田浩二委員)

申請地は、受人の方と、行政書士の方と現場を確認しました。

場所は挾間町の朴木で、県道小挾間 601 号線の北側の市道沿いで、付近は正雲寺というお寺があります。この地域は、中山間事業に取り組んでございまして、渡人は離農するということで、受人の方が以前よりこの土地を耕作しているということで受人は経営面積が 14,000 m<sup>2</sup>ということで、今後、規模拡大して経営の安定を図りた

いということで、今回売買を行ったということです。ご審議のほどよろしくお願ひします。

(議長)

質疑を求めます。なければ承認される委員の举手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

举手多数により承認します。

議案 9 号について説明を、1 番久保委員よろしくお願ひします。

(久保光輝委員)

議案番号 9 番、場所は挾間町筒口になります。場所を分かりやすく言うと、挾間町白岳神社から、竹田方面に約 1 キロ行かないぐらい上りまして、そこから右手に降り、山側に約 600~700 メートル細い道を、登った山の麓にあります。

受人と渡人の関係者は親族です。受人の人がこの土地で牛用飼料を作っていましたが、今、名義が違うので、その名義を受人の人に変えるということでした。

以上問題がないと思われましたので、審議のほどお願ひします。

(議長)

質疑を求めます。なければ承認される委員の举手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

举手多数により承認します。

議案 10 号について説明を 9 番高田委員お願ひします。

(高田英委員)

10 号報告説明します。場所は、湯布院中学校のグラウンドがある北側になります。この申請地を挟んで譲受人さんの農地が北と南に位置しますので、ここを売買で規模拡大することによって、譲受人さんは、効率的に利用ができるというふうに考えております。譲渡人は 73 歳で、もともとは湯布院町出身で、平成 18 年ぐらいに相続により取得した状況で保全管理はしていました。最近、病気で入院し高齢で今後はできないため、買ってくれる人を探していたところ、石井さんが、買うという話が決まったということでござります。よろしくお願ひいたします。

(議長)

質疑を求めます。なければ承認される委員の举手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

举手多数により承認します。議案 11 号について説明を 9 番高田委員お願ひします。

(高田英委員)

11 号説明します。

場所は、日出生台の演習場へ行く途中の、大分高速道と交差するトンネルがある手前のところあたりです。渡人は 65 歳で受人は弟になります。

兄弟で一緒に 40 年以上もしており農機具もそろっており、特に問題はないと思います。よろしくお願ひいたします。

(議長)

質疑を求める。なければ承認される委員の挙手を求める。

· · · · · · · · · 拳手多数 · · · · · · · · ·

挙手多数により承認します。

(議長)

議案 12 号について説明を 3 番、県委員、よろしくお願ひします。

(縣浩一郎委員)

1ヶ月前ほどに、この方の5条で説明をさせてもらっていますけども、その上のところの農地になります。本人もせっかくなので新たに何かを作りたいということでお話を伺っており、また公務員であるってということで十分信用できると思っておりますので、よろしくお願ひします。

(議長)

質疑を求めます。なければ承認される委員の挙手を求めます。

举手多数により承認します。議案13号について、私の方からいたします。

(秋吉一郎委員)

場所は、湯平から庄内に抜ける農免道路の、途中、中渕の公民館の近くです。

昔の農協の倉庫が近くにあり、受人と渡人は親子で、今回は受人が実家の方に帰るということで、生前贈与をするということです。家もリフォームをして住まれるようにはしている様でした。また農機具も十分ありますので、問題ないと思います。ご審議よろしくお願ひします。

(議長)

質疑を求めます。なければ承認される委員の挙手を求めます。

· · · · · · · · · · 拳手多数 · · · · · · · · · ·

挙手多数により承認します。

日程第3、農地法第4条の規定による許可申請について、2件ほどあります。

議案説明を事務局お願いします。

## 日程3 農地法第4条の規定による許可申請について 【事務局朗読説明】

(議長)

議案 14 号について説明を 11 番竹林委員、よろしくお願ひします。

(竹林論一委員)

14号の説明です。地域としては五ヶ瀬になります。

庄内久住線の途中の五ヶ瀬地区ですけど、田邊さんのご自宅の裏の農地になります。写真の通り、隣地が竹やぶ化しており、ちょっと竹も入りそうかなという状況です。トラクター等の農機も入れないような状況の土地なので、田邊さん持て余している

ということで今回、クヌギを植林しようという計画を提出されています。審議お願いいいたします。

(議長)

質疑を求める。なければ承認される委員の挙手を求める。

· · · · · · · · · · 拳手多数 · · · · · · · · · ·

はい。拳手多数により承認します。

議案 15 号について、私の方から説明します。12 ページの議案 15 号について、今回、申請人が自分の家に息子さんが帰るということで、敷地内に家を建てるという事で、その敷地の前にある田んぼを駐車場にしたいということです。

現地を見て、説明を受けた中では問題ないなと思っております。審議よろしくお願ひします。

(事務局)

一言補足よろしいでしょうか。こちら、15号なんですけれども、その他のところに今何も書いてないんですけども、現地確認の際に乗り入れ口のところ、9ページの写真を見ていただければわかると思います。この入口のところに、コンクリート舗装されておるような形でしたので、始末書の方を書いていただいて、一部追認という形の扱いになっております。議案書作成時はそれがわかりませんでしたのでここには記載がございませんが、一部追認としての取り扱いをお願いいたします。

(議長)

質疑を求めます。なければ承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

続いて日程第4、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について4件行います。

## 日程第4 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について 【事務局朗読説明】

議案番号 16 について、資料の不足がございまして、危機こちらが指定した期日までに持って来れば総会にかけますということだったのですけれども、それに間に合いませんでしたので、本日総会にはかけずに、次回以降に見送りという形をとらせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

(議長)

議案第17号について説明を、11番竹林委員よろしくお願ひします。

(竹林論一委員)

17番の説明です。場所は庄内久住線沿いの道路を拡張しているあたりになります。今回の、この道路の拡張により分筆されて狭くなった後を活用しようということで、資材置き場として転用するという計画が出ております。隣地同意も問題ありません。審議のほどお願ひいたします。

(議長)  
質疑を求めます。

(高田英委員)

■■■■■ は何をしている会社でしょうか。  
ここに資材置き場を持ってくる理由がちょっと明確に説明していただければ。

(事務局)

といったしましては、先ほど竹林委員がおっしゃったように、住宅設備関係、それから電気工事関係や太陽光発電、そういういた事業を行っているようです。この申請人が、ここに隣接するようなところにお住まいです。こちらの方に拠点を移すといいますか、自宅近くを事務所にしながら、資材置き場として円滑に業務が行えるようにというところで、本日お配りした総会資料 20 ページをお開きいただいて、その今回申請した 506-1 が下側だと思うんですけれども、その上を 507-1、こちらも資材置き場用地として転用の許可をもらっておるような形になりますので、一体的に使いたいというところで、今回の申請になっています。

(議長)

この図面から見たら、水道管の関係が多いんじゃないかと思うけど、水道管の資材水道施設資材置き場とか、506-1 のこの図面。二線がこれ何のあれかなって。

(事務局)

こちら芝張りするということでした。

(議長)

下は砂利やな。

(事務局)

すでに許可が出ているところは砂利敷きです。[REDACTED] 住宅設備関係なので、水道工事とかも行うのかもしれません。

(議長)

その他ありませんか。なければ承認される委員の挙手を求める。

· · · · · · · · · 拳手多数 · · · · · · · · ·

挙手多数により承認します。

議案18号について説明を7番、松田委員よろしくお願ひします。

(松田浩二委員)

場所が、挾間町の大分医大病院の北側の裏通りで、周囲は住宅地であります。現状踏査したとき、ずっと耕作していない、いつも管理と草刈だけ来てました。

そういう中で、その道路と反対側に自分の住宅があるんですよ。

その方はクレーンの会社を経営しています。今回、この土地を購入してクレーンの駐車場にしたいということでございます。水路関係についてはすでに同意をいただいておりました隣接者の同意もいただきました。審議のほどよろしくお願ひし

ます。

(議長)

質疑を求める。なければ承認される委員の挙手を求める。

# 拳手多数

挙手多数により承認します。

議案19号について説明を1番久保委員よろしくお願ひします。

(久保光輝委員)

議案番号9番です。資料としては26ページから30ページです。場所としては、  
挾間町小野の谷中村公民館の横になります。その受人が、土地の反対側にある  
████████の下請けの人に当たります。30ページの資料見ていただいて、形は、こうなり  
ます。これ2枚つづりで段差があり、そこにちょっと法面で、重機の乗り入れをす  
るということで、確認したところ隣地同意もり、問題ないと思いましたので、審議  
のほどよろしくお願ひします。

(議長)

質疑を求めます。なければ承認される委員の挙手を求めます。

# 拳手多数

挙手多数により承認します。

日程第5、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について1件あります。議案説明を事務局お願いします。

## 日程第5 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について（再審議）

## 【事務局朗読説明】

こちらイレギュラー案件なので経緯等を踏まえて説明させてください。

議案書17ページです。表題のところで、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について再審議と書かせてもらっておりますが、こちら今年の4月総会の際にもう皆さんから承認終えている案件になります。鬼崎の発電所。発電所の横に蓄電施設を建てますといった案件で、4月総会時点で承認はいただいておるんですが、その際に、総会の承認を経た後に、里道とか水路の関係で、建設課との協議が整っていないということがわかりまして、私の方で許可証の発行を止めていた状態です。その止めている間に、九電の方から、電力の出力ピーク時の電力の出力に対してちょっと一定程度抑制をかけさせてくださいと。そういう相談があって、機材の配置といいますか、個数とかを変えなくてはいけなくなりましたということになりましたので、今回、改めて再審議という形で変更内容を皆さんにお伝えした上で、許可証を発行したいと思い挙げさせていただきました。

前回は蓄電ユニット 11 機っていうような図だったんですけども、これを 17 機の方に増やすというような内容になっております。今回、再審議、前回は一通り審議していただいたというところで、今回は変更があった配置図だけつけさせてもらっています。32 ページ、グレーで変電所が 11 番まであるかと思います。これが蓄電ユニット 11 機の位置になります。蓄電ユニット自体は 1 つにバッテリー 2 つの構成になっておるようです。次 33 ページ開いていただきますと、パワコンパッケージが多く書かれてるかと思うんですけども、これ 1 つバッテリーにつき 2 つユニット

って数えたときに、17 ユニット入っているような形になります。そもそも何でそのユニット数を増やしたかっていう話なんですが、その出力の抑制を、九電からかけられるというところで、専門的で、かなり難解だったのでかなり噛み砕いて説明させていただきますと、今まで全力で放出していたエネルギーを出力の抑制がかかることで、パワーダウンさせないといけないそれに伴ってですね、11 機でパワーダウンさせたときと 17 機でパワーダウンさせたときに、1 機当たりのダウンさせる幅が少なくなる。このダウン幅が大きいと、機材トラブルとか、そういったことが懸念されるらしいので出力を抑制する上で、1 機当たりの負担を減らすっていう意味で 17 ユニットに数を増やしております。ちなみに、総発電量蓄電量に関しては、前回の申請時と変わりがないということでした。

この純粋にそのパワーダウンの下げ幅を減らすっていう意味で数を増やしただけというような形です。筆も、前回申請があった中にきっちり納めてきておるような状況ですし、今回はその里道水路の関係も、建設課と協議済みであることまで確認しております。以上が変更内容となりますので、ご審議をお願いいたします。

(議長)

質疑を求めます。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・ ・ ・ ・ ・ 挙手多数 ・ ・ ・ ・ ・

挙手多数により承認します。

日程第 6、農地転用事業計画変更申請について 2 件ほどあります。議案説明を事務局お願いします。

## 日程第 6 農地転用事業計画変更申請について 【事務局朗読説明】

(議長)

質疑を求めます。

(高田英委員)

説明の中に県が許可したって言われましたが 568 m<sup>2</sup>なのに県許可なんですか

(事務局)

権限移譲前の昔の話です。許可書が出ているのは平成 20 年 3 月 31 日付で許可書がでております。

(高田英委員)

こここの審議を通っていったってことですね。

(事務局)

そうですね。

(高田英委員)

許可を取ったのに、近隣住民から反対を受けた。

(衛藤将明委員)  
隣地同意がなかった？

(事務局)  
登記上は農地なのはもちろん間違いないんですけど、例えば現在で言うと、開発をするにあたって、当時の図面がないので正直何とも言えないんですけども共同住宅用アパートですね、

(高田英委員)  
特殊建築物であれば、隣地住民説明会しないと悪いっていうのが確かあったんですね。ここは駐車場にしますよ。これ誰向けに駐車場作るんですかね。

(事務局)  
今、20区画ありますけれども、周辺の方が何個かっていう話はありますけどすべて埋まっているという状況ないみたいですね。どちらかというと、大分県がどうにかして是正といいますか、転用終了に持つていってもらいたいという方向で、もうやむなく泣く泣く駐車場用地として。

(高田英委員)  
我々は農地を保全する立場にあるはずです。転用が1回でて、再度作ってとりあえず完結しようという県の発言おかしいと思う。当然、3年間6ヶ月ごとの報告は、求めるんでしょ。

(事務局)  
完了後は求めます。

(高田英委員)  
多分こういうパターンになると、とりあえず駐車場にして、後々、建物が建つんじやないかって懸念があると思う。

(議長)  
そうですね。この地区は宅地がいっぱいあるんだけど、駐車場にするような事があるかもだから心配になる。一番困るのは資材置き場ですね、駐車場で転用すること自体が一番心配する。

(事務局)  
それを意見付して進達するのかどうか。結局のところ3年の追跡をするのは僕になるんですけど、県ではなく、うちの方に報告3年間計6回です。

(高田英委員)  
今回は、建物等を建てないように、みたいな縛りをつけて県に出すっちゅうこと。最終的に変更申請の許可を出すのは県が求める

(事務局)

県が出します、ただ県が出すけれども、おそらくその後の追跡は由布市さんよろしくお願いしますってなると思います。県が許可を出したものに関しては変更の場合、県の方で許可証を出すということになってます。

(議長)

そうすると住宅が建たないような意見を付して。

(高田英委員)

なんで反対したか。問題はそこ。

(事務局)

僕も現地に行ったのですけど、結構道が狭くて細いんですよこの界隈で。交通量が増えるとか、そういったことを懸念された。アパートがてきてそこに住む人が増えると、多分朝夕の交通量も増えると思うんですけど、それで道の狭さなのでしょう

(議長)

そしたら、意見なしでいいようがないと。

今、この変更理由自体がもう、住宅が建たないからってことで、駐車場にしたいってことですね。駐車場に関して何か意見を付して。もうなければ意見なしということで、進達するということで、ご意見ありますか。なければ意見なしとして、進達するという形でよろしいですか。委員の挙手を求める。

# 拳手多数

大分県に対して意見なしとして進達いたします。続きまして議案 22 号について、質疑を求めます。

(事務局)

こちらも大分県許可になりますので、実際変更の許可書を発行するのは大分県というような形になります。許可年月日は昭和 55 年です。

(議長)

意見なしということで、進達したいと思います。意見なしとしてよい委員の挙手を求めてます。

大分県に対して意見なしとして進達いたしました。

日程第7、非農地証明の発行について3件ほどあります。議案説明を事務局お願いします。

## 日程第7 非農地証明の発行について

## 【事務局朗読説明】

(衛藤将明委員)  
ここちょっと前の案件

(事務局) そうです。農振除外で5月総会では出ておりました。農振除外ができたので、今回の総会ですね、

(衛藤将明委員) 非農地証明を取得するにあたっては農振除外も必須のステップってことですか。

(事務局) そうですね。非農地証明、要は農地ではないですよっていうことを証明するっていう形になりますので、農振地域、要は農地として守っていきますっていう農地を先に農地じゃないってうちが言うことができない。

(議長) ではいいですか。議案23号について質疑を受けます。採決をいたします。現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行してよいと思われる委員の挙手を求めます。

議案 24 号について質疑を受けます。なければ採決をいたします。  
現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を  
発行してよいと思われる委員の举手を求めます

発行してまいりたる要員の挙手を示めよう。  
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  
挙手多数により、非農地証明発行を決定いたします。

議案 20 号について質疑を受けます。なければ採決をいたします。  
現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行してよいと思われる委員の挙手を求めます。

続きまして日程第8、農地農用地利用集積等促進計画について4件ほどあります。事務局議案説明お願いします。

## 日程第8 農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業分） 【事務局朗読説明】

(議長)

議案 26 号から 29 号について一括して質疑を受けます。質疑ある方は議案番号をも述べるようお願いいたします。ありませんか。

一括して承認に移ります。承認される委員の挙手を求めます。

· · · · · · · · · 拳手多数 · · · · · · · · ·

挙手多数により議案 26 号から 29 号を承認します。

### 【休憩 10 分間】

日程第9、農業振興地域整備計画の変更について除外の案件について6件あります。議案の説明と審議を1つずつ行います。農政課よろしくお願ひします。

## 日程第9 農業振興地域整備計画の変更について

## 【農政課朗讀說明】

(議長)

質疑を受けます。

(高田英委員)

排水計画についての図面の中に、トイレがあるから浄化槽があってと思うのですけど、この中の図に全然出てこないのですよ。どうなっていますか。垂れ流しですか。

### (農政課)

浄化槽が設置されると思いますが、図面にはちょっと入っていない。

(高田英委員)

確認してください。他の委員さんから言われる可能性ありますよ。

### (農政課)

浄化槽の位置について、明らかにいたします。

(議長)

浄化槽の場所を入れるということで、意見を付して答申したいと思いますが、賛成の委員の挙手を求めます。

箇所番号 2 の除外について、農政課、説明をお願いします。

## 【農政課朗讀說明】

(議長)

番号の2と3は今同時に説明されましたので、一緒に質疑を受けます。

(高田英委員)

これ保管施設って書いてあるんですが、産廃の保管施設なんでしょうか。産業廃棄物。

(議長)

違う。いろんなものが出る。

(高田英委員)

これ県開発に該当するんですかね。要するに私、産業廃棄物の処理施設みたいなものを、こういうところに作ってもいいかなっていうのはちょっと気がかりなんで。農振を外すか外さないかはこっちでは止められないから。と、すれば農振の中で止めるしかないんではないかなっていうちょっと気がかりなところはあるんですが。だから大丈夫なのかなってそこを心配しているんですけど。

産廃施設がそれにできるっていうことは周辺の方に迷惑かかるのではないかという気がするんですけど、どうなのでしょうか。

(農政課)

申し入れ理由としましては事務所、工場作業所保管施設などの建設ということで、宅地にしたいという理由になっております。最終処分場ではないんですが、一時保管所ですね

(高田英委員)

最終処分場、一時保管所でも県の許可はいると思います。過去、庄内はどこかで庄内建設が産廃処理施設を引っ張ってこようとした経緯が私が農業委員会にいたときになりました。それを何とか阻止してストップされたんですけど、これ大丈夫かなっていう気がしますね。その辺のところまで詳しいことを確認したほうがいいと思います。それと今先ほど会長が言われたゆうびの現在ある施設はどうなるのか、跡地は、そこも重要なところだと思うんですが。

(議長)

結構前なんか違う施設が使えたところをゆうびがしようたかな。

(高田英委員)

黒闇って服部石油のところで、田んぼの奥にも車を止めているよね。

(議長)

このスペースでいろんなことをするって言ったら、産廃とかいうのはおそらくな。

(高田英委員)

武宮のところにもあるフェンスで囲んであるところは、あそこも無許可でしていると聞いたことがある。あれ農地だった。あれこそ摘発せんと悪いんじゃないかと思

うんですけど。ああいうことにならないけどなと思うんですね。

(衛藤将明委員)

県か市かの許可を発行する。権限があるところ、事務所が変わったり、作業の場所が変わるってことなんで、多分申請を出し直したりもするんじやないかなっていう自分の推測なんんですけど、許可の確認をする事が必要なのかなとは思います。あと、ちなみに僕、前職が産廃業者にいたのであれなんですけど、医療用とか、なんかこう危険物がある場合は、そういうヤードが必要なんでしょうけど、これ一般的に多分積み替えたりとか、ちょっと混さいになってるものを分別して、コンテナごとに分けていくみたいな作業場に見えるので、別にこれができることによって水質が著しく汚染されるってことはないかなと思います。

(議長)

この図面から見たらそんな感じだよね。あと今言ったように、産廃を予定するから、そこだけ確認するか。

(松田浩二委員)

県の許可をはおりているんよね

(農政課)

確認できていません。県の許可については、

(高田英委員)

何をするかを明確にしといた方がいいと思うよっていうのは、中途半端に他施設ってなんの保管施設なのか。

5000 m<sup>2</sup>超えている。県開発は 5000 m<sup>2</sup>以上

(事務局)

庄内は用途地域ないからかかる。市の条例もかかるということはない。

(議長)

いわゆる委員から、高田委員からも話があった。産廃が問題になるかもしれんから、その辺の意見を含むような形がいいのか、それとも他に何か意見がありますか。おそらく産廃をするとかいう産廃の施設か産廃置くっていうようなことを意見で付しても、それは置きませんっていう話になると思うんやけど。もう、だから産廃のごみはどうするかっちゅうことを意見伏せるか。

(衛藤将明委員)

多分、いわゆる認識の違いたと思うんですけど、産業廃棄物って言われるのは、事業所から出たものは全部産廃なんですよね。それのものがどういうものがあるかだと思うんですけど、産廃っていうひとくくりなので。

(議長)

それが、この場合は、もうゆうびはいいんですけど、事業所外っていうあれと違うものの衛生組合とかね。

(高田英委員)

████████のところの土地。どんどん中古車とかいろんなものも受け入れて積み上げてる。

(事務局)

一時保管っていうところ、何かしら県の許可取っているんですか。

(衛藤将明委員)

僕はその上の方にいたわけじゃないので、そこら辺は許認可までは把握していないんですけど。結局いけそうだなとは思います。

(事務局)

そうですね。最後のあたりも聞くとくだけ聞いておきます。その協議がどの程度進んでいるか。

(衛藤将明委員)

企業としてある程度でかいので。市の事業を受注するとか、他の事業所さんとの兼ね合いとかもあるので、そんな下手なことはおそらくしない。まだ作業場の移転だったり増設ってことで、移転もしくは増設ということで、許認可の申請があると思われるので、それの確認をしてもらえば。

僕たちの産廃業者の素人よりは、その許可を出すところの方が詳しいと思いますのでそこが許可を出せばいいではなかろうかと思いますが、そこの部分だけ確認できれば不安はある程度払拭できるかなと。

(事務局)

協議がちゃんと進んでるかどうかを確認するような、ことを検討されていきましょうか。文言など。

(議長)

事務局一任で

(高田英委員)

事務局には相談はあった？

(事務局)

農地法で相談というレベルかわかりませんけど一応来ております。可能かどうかとかですね。

(議長)

事務所移転でやるときも問題ないと思うけど。ただ、信用をしない訳じゃないんだけど、産廃はいろんな形があるので、何かあっては困るなということで、やっぱ付したいんだけど、それをする架空のことを言ってるため、これ衛生組合にいたからわかるんだけど、いろんなあれがやっぱあると思います。

ゆうびはしっかりしてるから大丈夫だろうけど。そしたら 2, 3 について、事務局に一任ということで、答申したいと思いますが賛成委員の挙手を求める。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

事務局一任という言葉 자체がよくないと思いますけども

(事務局)

途中で上がった、その [REDACTED] 跡地のお話もちょっと伺ったのかなと思うんですけども、どのように使うのか。

(議長)

それも確認をお願いします。事務局一任の意見を付して答申いたします。

箇所番号 4 の除外について、説明お願いします。

## 【農政課朗読説明】

(議長)

箇所番号 14 の除外について、質疑を受けます。なければ意見なしと答申してよい委員の挙手を求める。

(高田英委員)

除外後は第 1 種農地であるっていうことは、1 種農地は不許可が原則ですので、許可の例外規定っていうのがあると思うんですが、それは何を適応されるんでしょうか。

(農政課)

隣接 3 行の要件ということで図面の 16 ページ。

この日野さんと、もう 1 件隣接ということで。

(高田英委員)

3 戸連単？

(農政課)

そうでございます。

(高田英委員)

今から農業委員会事務局さんが第 1 種農地が出てきたら、必ず不許可の例外規定を説明同時にしてください。原則不許可になっているので。

なんでそれを農地法で通されるのかということは皆さんに説明せんとわからんはずやけど。よろしくお願いします。

(議長)

4について意見なしと答申してよい委員の挙手を求めます。

意見なしと答申いたします。

箇所番号5の除外について、説明をお願いします。

## 【農政課朗讀說明】

(議長)

箇所番号の5について質疑を受けます。なければ意見なしと答申してよい委員の举手を求めます。

· · · · · · · · · 拳手多数 · · · · · · · · ·

意見なしと答申いたします。

箇所番号 6 の除外についての説明お願いします。

## 【農政課朗讀說明】

(議長)

箇所番号6の除外について、質疑を受けます。なければ意見なしと答申してよい委員の挙手を求めます。

· · · · · · · · · · 拳手多数 · · · · · · · · · ·

意見なしと答申いたします。続きまして、編入の案件について6件あります。

編入の議案について、箇所番号1から6までを一括して審議いたします。

箇所番号1から6の編入について農政課説明をお願いします。

## 【農政課朗讀說明】

(議長)

箇所番号1から6の編入について一括して質疑を受けます。

それぞれ今回、中山間に入るということで、入るかどうか知らないけど、要は中山間の最初の時の計画の中で、入ってなかつた人が今度は入るんだろうと思うけど。おそらく、高齢化とかいろんな形があつて入るような形なつて。最初からなぜ入らんかったんかつちゅうのは、おそらくわからんだろうと思うけど。中山間に入ることいったらいいんやけど、おそらく中山間自体も、ものすごく高齢化がだんだんして、一番最初、10年か十何年前に作ったときの年齢がずっと上がって、だんだん減っていくっていうような形で、今回、お話があるということは、おそらく若い人が入っていく。このような状況というのは他にもあちこちあるんかな。

### (農政課)

中山間の事業は今年切り換える1年目になります。今年、それでかなり多いのかなというふうに感じております。

6年度までで5期が終わっていますが、今年度7年からまた第6期がスタートしていますので、入るならもう今年の理由かなというふうに考えました。

(議長)

その他質疑ありませんか。なければ、意見なしと答申してよい委員の挙手を求めます。

· · · · · · · · · · 拳手多数 · · · · · · · · · ·

意見なしと答申いたします。

その他何かありますか。

(高田英委員)

農業整備計画の見直しはまだですかね。

### (農政課)

令和3年の4月に、今の計画ができております。

現行の計画が、それから今年でちょうど丸5年になります。

(高田英委員)

過去、担当者がその計画を全然変えないまま、次の人に移って人が変わっていって、あつたんですよ。そんなことがないようにお願いしたいんですが。

(農政課)

ちょっとまだどうなるかっていうのははっきりわからないんですけども、課といたしましては、近いうちに見直しはかけたいなというふうに。

(高田英委員)

この前農政課長と古長さんにはちょっとお話をしたんですけど、由布市のホームページの中に、由布マップっていう都市計画図とか埋蔵文化財の指定地域とか見れるマップがあるんですけどその中に農振もここは農振にかかってますよっていうようなマップを出してもらえるかなっていう話をしたら、古長さんは自分もそれを考えて、て言っておられましたけど、なにぶんこうお金がかかるっていう話だったんで、できればそういう方向にしていただけるとありがたいなど。

### (農政課)

ご意見ありがとうございました。

先ほどの1つ目の質問の現行の農振の計画につきましては、本当におっしゃる通り予算も絡みますので、どうなるかというふうにこの場ではっきりまだ申し上げられないんですけども、一応考え方としては、近いうちに見直しをかけて、もう5年経ちますので、かけたいなということが1つ目。

そして2つ目の、今の由布市役所のホームページに防災のマップとかが見れるような便利な地図になっておりまして、これは本当におっしゃる通り予算の関係ありますので、どうなるかっていうのははっきりどうなるかっていうのは、お伝えできないんですけども。その辺も農振が次の新しい農振になるときには、それもまた検討していきたいなというふうに思っております。

(高田英委員)

っていうのはですね、なかなか農業用施設用地で、登記簿地目は宅地になってる。法務局に行っても農振がかかってるか、ないかが分からんんですよね。結構、湯布院の中で、農産物販売所とかで農振外して許可取ってる土地って、登記簿で宅地になってるんですが、そういうところって結構多いんですよね。そのまま今度買う人にそういう内容を伝えてたりとか、そういうところもあるんで、もう何かそういうマップで見ると一番早いのかなっていう気がするんです。

(農政課)

よくわかります。私も現地を確認するときにですね1つ1つ写真を撮りに行ったりするときに、やっぱり農振がかかっているのだけど、宅地になってたりもしてるとこもあるので、そういうところはやっぱり今度の見直しのときに、なるべく外すような形にしていきたいと思っております。それがまたホームページとかでよく見れるようにしていきたいなというふうに感じました。

(高田英委員)

農振の中で、お風呂ができたところもあります。

(農政課)

実態に合うような農振のものにしてはいきたいなと思っておりますけど、また県の協議とかもございますのでその辺、県とも協議しながらです。

(高田英委員)

実際、局長、農振の計画するときって、一筆一筆見直しをせんのやろ。結構山の中でも山林化してのような土地がいっぱい農振がかかっちゃうところが多いと思う。

(農政課)

ただそれはしていきたいなと思っていてんですが、担当としては。そうですね。こう出できますけども、もう本当にすでに山林化してるとか、宅地になってるとかが多いので、それとか、1個1個確認というか、航空写真とかも使いながらやっていければいいなとは思っております。それがどこまでやれるかっていうのちょっとはっきり言えばわかりませんけども、現時点で。

(高田英委員)

県外てる方なんて農振がかかることさえ知らなかつたって人が多いです。

(事務局)

私が言える範囲は。由布市の農業振興地域の面積っていうことが、県との兼ね合いがあつて。

(高田英委員)

特に国からこんだけ確保しなさい。それをいまだに来てるのか。昔あったのは湯布院の時代でもゴルフ場にしたいっちゅうとこがあってその代替地を出せじやないと外さないよっていう。

(事務局)

私が知る範囲では、いまだにそれもある国の考え方や県の考え方としてあると思うので、高田委員がおっしゃるように、当然これ外すべきだろうっていうところを外してしまうと、県との兼ね合いでぐっと面積が下がってしまうとかいうこともありえるので、そこはまた農政課の方で調整しつつやっていくだろうと思います。

(議長)

その他何かありませんか。

なければ終了します。以上で会議規則第7議案審議は終了します。

審議お疲れ様です。